（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部改正）

第二条　有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を削る。

改正後	改正前
（報告書の提出を要しない場合）	（報告書の提出を要しない場合）
第三十条　［略］	**第三十条**　［同上］
2　前項第二号に規定する当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社とは、当該上場会社等の子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。第四十条第五項、第五十九条第二項及び第六十三条第二項において同じ。）に該当する会社をいう。	2　前項第二号に規定する当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社とは、次の各号のいずれかに該当する会社をいう。
［号を削る。］	一　上場会社等が他の会社の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社
［号を削る。］	二　前号に掲げる会社が他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社
3　第一項第四号及び第五号に規定する関係会社とは、次の各号のいずれかに該当する会社（上場会社等を除く。）をいう。	三　前号に掲げる会社が他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社
一　上場会社等が他の会社の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の百分の二十五以上の議決権を保有する場合における当該他の会社	3　［同上］
［二・三　略］	［二・三　同上］
4　令第四条の四第三項の規定は、前項第一号の場合において上場会社等が保有する議決権について準用する。	4　令第四条の四第三項の規定は、第二項各号及び前項第一号の場合において上場会社等又は第二項第一号若しくは第二号に掲げる会社が保有する議決権について準用する。

（特定組合等の組合員に係る売買に関する報告）

第四十条　［略］

［2～4　略］

5　前項第二号に規定する当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社とは、当該上場会社等の子会社に該当する会社をいう。

6　［略］

（重要事実に係る規制の適用除外）

第五十九条　法第百六十六条第六項第十二号に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に締結された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する契約の履行又は上場会社等に係る同項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に決定された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等の計画の実行として売買等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～十三　略］

十四　前各号に掲げる場合のほか、次に掲げる要件の全てに該当する場合

イ　業務等に関する重要事実を知る前に締結された特定有価証券等に係る売買等に関する書面（法第十三条第五項に規定する電磁的記録を含む。以下イ及び第六十三条第一項第十四号イにおいて同じ。）による契約の履行又は業務等に関する重要事実を知る前に決定された特定有価証券等に係る売買等の書面による計画の実行として売買等を行うこと。

ロ　業務等に関する重要事実を知る前に、次に掲げるいずれかの措置が講じられたこと。

(1)　当該契約若しくは計画又はこれらの写しが、金融商品取引業者（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限り、法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額

（特定組合等の組合員に係る売買に関する報告）

第四十条　［同上］

［2～4　同上］

5　前項第二号に規定する当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社とは、第三十条第二項各号のいずれかに該当する会社をいう。

6　［同上］

（重要事実に係る規制の適用除外）

第五十九条　［同上］

［一～十三　同上］

十四　［同上］

イ　業務等に関する重要事実を知る前に締結された特定有価証券等に係る売買等に関する書面による契約の履行又は業務等に関する重要事実を知る前に決定された特定有価証券等に係る売買等の書面による計画の実行として売買等を行うこと。

ロ　［同上］

(1)　当該契約又は計画の写しが、金融商品取引業者（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限り、法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱